

今後の実務のポイント

人的資本や知的財産への投資等について言及しないまま補充原則3-1③をコンプライドしている上場会社も存するとともに、人的資本や知的財産への投資等について言及する場合であっても、それなりに多くの上場会社では、ウェブサイトや統合報告書等の別の開示先を参照するにとどめるといふ対応となっている。

もともと、「人的資本や知的財産への投資等についても、…具体的に情報を開示・提供すべき」とされてい

(開示例4) 「戦略領域マップ」を作成して投資を行う旨を記載する例

【補充原則3-1. ③】

(略)

また、中期経営計画「DRIVE2022」において、知的財産投資の中心となる研究開発費として、1300億円を配分しています。一部カンパニー及び関係会社については、研究開発費の内数として、「A型新製品」(新規需要創出につながる製品)向け開発費の目標を設定し、開発費を上回る限界利益の創出を目指しています。今後は、各カンパニーが進出を目指す領域をキーワードで示す「戦略領域マップ」を作成し、取締役会で議論の上、経営資源の長期投資を図ってまいります。なお、「戦略領域マップ」は年1回定期的に取締役会で議論し見直しを行う予定です。

(出所) 積水化学工業(株) CG報告書(2022年1月27日)

る趣旨からすれば、人的資本や知的財産への投資等について言及し、具体的な開示を行うことが望ましいと

いえる。特に、人的資本への投資等については機関投資家の関心は高い。また、政府内において知的財産

に関する取組みが加速しており、注意が必要である。

第4章

あらためてその意義を考えたい スキル・マトリックス等の 開示への対応上の留意点

【この章のエッセンス】

- スキル・マトリックスをはじめとするスキル等の組み合わせの開示を求める補充原則4-11①について、コンプライ率は比較的高い。
- スキル・マトリックスの開示方法については、CG報告書に直接記載する例も多いが、株主総会招集通知等に記載する例も相応に存在する。

《補充原則4-11①》前段

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性

及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

改訂内容

今回の改訂ではスキル・マトリックスが注目されているが、そもそも改訂の狙い自体は、フォローアップ

会議が2020年12月18日に公表した意見書(5)において、「取締役会において中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして必要なスキルが全体として確保されることは、取締役会がその役割・責務を効率的に果たすための前提条件と考えられる」と指摘した点に存する。

また、補充原則4-11①で「スキル・マトリックスをはじめ」と定められているとおり、いわゆるスキル・マトリックスを開示しなければコンプライできないわけではなく、結局は「経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを…開示」すればコンプライとなる。